

法人・個人事業者の皆様へ

## 電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…



経理担当者

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！

### そもそも いったいどんな電子取引データを保存する必要があるの？

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類 **(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)** に相当する電子取引データを受領又は交付した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



なるほど！保存が必要になるのは請求書だけではないんですね！



そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。

### 原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

#### ① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- **改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け**

専用のシステムを導入しない方法もあります！

#### ② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

#### ③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、①の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。早速、事務処理規程の策定などを進めたいと思います。



よろしくお願いします。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。

原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置等は裏面へ ➡

## 原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

i **表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法**

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

ii **規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法**

	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
	20240210_330000_国税工務店(株).msg
	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
	20241217_220000_(株)霞商店.msg

## 原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！



原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

(1) 原則的な保存ルールに従って**電子取引データを保存することができなかったこと**について、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「**人手不足**」「**システム整備の資金不足**」「**システム整備が間に合わない**」なども相当の理由として認められます。

(2) 税務調査の際に、

- ・ 電子取引データの**ダウンロードの求め** 
  - ・ 電子取引データを**プリントアウトした書面の提示・提出の求め** 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合

まずは、**電子取引データを消さずに保存する**ことが重要なんです！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですね！



電子帳簿保存法への対応は、**業務のペーパーレス化・デジタル化**につながり、**業務の効率化も期待**できます！  
もっと詳しく知りたい方は、国税庁HPの「**電子帳簿等保存制度特設サイト**」にアクセスして説明動画やQ&Aをご覧ください。

こちらから  
アクセス



電子取引データ保存要件チェックシート

令和6年11月

(申告所得税及び法人税に係る国税関係帳簿書類の保存義務のある全ての方が対象)

**電子取引を行っていますか？ (法2五)**

電子取引とは、取引に関して、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データを受領又は交付することをいいます。  
 例えば、(1)いわゆるEDI取引、(2)インターネット等による取引、(3)電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルの場合を含む。）、(4)インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引をいいます。

取引先からのメール、EDI、クラウド等で受領した見積書・納品書・請求書、ECサイトで購入した商品の請求書や領収書、インターネットのみで確認できるクレジットカード、ネットバンキング、水道光熱費などの明細書等があれば電子取引に該当します。

YES  Noの場合は電子取引データを保存する必要はありません。

原則的な電子取引データの保存に関して、以下の **1** **2** **3** の要件を全て満たしていますか？

**1**

**改ざん防止の措置を行っている (規4①一～四)**

いずれかの改ざん防止のための措置をとる必要があります。

① タイムスタンプが付与されたデータを授受  
 ② 受領したデータにタイムスタンプを付与  
 ③ 訂正・削除の履歴が残るシステム等でデータを授受・保存  
 ④ 改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け

**改ざん防止措置への対応のポイント**  
 専用のシステムを導入しない方法として「④改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け」といった方法もあります。国税庁HPにも、事務処理規程のサンプルが掲載されていますので活用ください。

**2**

**ディスプレイ・プリンタを備え付けている (規2②二)**

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていませんが、税務調査等において当該電子取引データを確認できるようにする必要があります。

**備付け要件への対応のポイント**  
 スマートフォンのみで取引を行っている場合など、パソコンやプリンタ等を保有していない場合でも、近隣の有料プリンタ等により速やかに出力できれば、この備付け要件を満たしているものと取り扱われます。

**3**

**3つの記録項目で検索できる (規2⑥五イ)**

「取引年月日」、「取引金額」及び「取引先」の3つの記録項目で検索できる必要があります。

YES

**範囲指定・組み合わせ検索ができる (規2⑥五ロハ)**

次の検索要件をいずれも満たしている必要があります。

- 「取引年月日」又は「取引金額」の項目について、範囲指定をして検索できること (範囲指定検索)
- 2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できること (組み合わせ検索)

YES

**以下のいずれかに該当する (規4①)**

次のいずれかに該当する必要があります。

- 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
- 電子取引データを出力した書面を、取引年月日及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている。

YES

**税務調査等の際にダウンロードの求めに応じることができる (規4①)**

税務調査等の際に税務職員からの電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

YES

YES → 「3」の要件を満たしています。

YES → 「3」の要件を満たしています。

**1** **2** **3** 全てに YES

原則的な保存要件を満たしています。

「1」～「3」のどれかひとつでも NO

原則的な保存要件に対応するまでの猶予措置に関して、以下の **1** **2** の要件を共に満たしていますか？ (規4③)

**1**

**保存できなかったことについて相当の理由がある (規4③)**

相当の理由とは、例えば、「システム等の整備が間に合わない」「人手不足」「システム整備の資金不足」など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。

**2**

**税務調査等の際に対応ができる (規4③)**

税務調査の際に税務職員からの

① 電子取引データのダウンロードの求め（データの提示・提出の要求）  
 ② 電子取引データを出力した書面の提示・提出の求め  
 があった場合に、求めに応じることができるようにしておく必要があります。

**1** **2** 共に YES

「1」・「2」のいずれかNO

**猶予措置の適用を受けることができます。**

**猶予措置を含めてルールに従った保存ができていません。**  
 (上記原則的な保存要件「1」～「3」又は猶予措置の要件「1」「2」をご確認ください。)

(注) チェックシート内の「法」及び「規」は以下の法令をいいます。  
 法：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律  
 規：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則